

木更津市



おくやみ手続き ガイドブック

ご遺族の方へ

このたびのご親族さまのご不幸、謹んでお悔み申し上げます。
木更津市では、ご遺族の方が行う各種手続きをまとめた
「おくやみ手続きガイドブック」を作成いたしました。
本冊子が皆様のお手続きの一助となれば幸いです。



死亡届が受理されると、火葬許可証をお渡しします。

1～2週間程度経過すると、死亡の記載のある住民票や戸籍謄本などが取得できるようになります。

おくやみコーナーのご案内

ご親族の方が亡くなられた後の手続きにご不安をお持ちの方に、朝日庁舎市民課の「おくやみコーナー」において、各種手続きのお手伝いやご案内をさせていただきます。

※手続きによっては担当窓口にご案内をする場合もございます。

※木更津市以外に死亡届を提出された場合、住民票の死亡記載に日数を要する場合があります。
市役所の各種手続きのご案内はその後となりますのでご了承ください。

対象となる方	亡くなられた方の住民登録が木更津市の方 ※葬儀が終わっていること
受付期間	月曜日～金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く） 午前9時～午後5時
場所	木更津市役所朝日庁舎 市民部市民課

おくやみコーナーの利用方法

おくやみコーナーを利用するためには、事前に電話でのご予約が必要です。

予約時に、どのような手続きを行う予定かお伝えください。

電話での予約から、3営業日以降に受付させていただきます。

ご予約	市民課 ☎0438-23-7254 『おくやみコーナーの予約』とお伝えください
-----	---

※市役所以外で行う手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍謄本、住民票、税に関する証明書など）があるため、各契約会社などにお問い合わせいただいてから市役所にお越しいただくと手続きが進みやすくなります。（P37、38 参照）

おくやみコーナーにお持ちいただくもの

おくやみコーナーにお越しの際には、下記の内該当するものをお持ちください。

※必要となる手続きなどにつきましては、ガイドブックの各ページをご確認ください。

『亡くなられた方のもの』が見つからない場合や紛失している場合は、電話での予約時にご相談ください。

来庁される方のもの	ガイドブック 該当ページ
☐ 本人確認書類	9
☐ 戸籍謄本など（申請者と死亡者の続柄がわかるもの）	
☐ 通帳またはキャッシュカード（喪主、相続人代表、年金請求者など）	
☐ 会葬礼状または葬儀費用の領収書	10、11
☐ 新たな引落口座の通帳またはキャッシュカードと銀行印	
☐ 年金を請求される方のマイナンバーカードまたは通知カード	14 ～ 17
☐ 火葬許可証の原本及び火葬場使用料の領収証の写し	31 ～ 33
☐ 印鑑登録証（市役所以外の手続きで印鑑証明書が必要な場合）	
☐ 印鑑（認印可）	
☐ 委任状（代理人が手続きを行う場合）	

亡くなられた方のもの	ガイドブック 該当ページ
☐ 国民健康保険被保険者証または後期高齢者被保険者証	10、11
☐ 年金証書、年金手帳	14 ～ 17
☐ 死亡診断書のコピー	14、17
☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証	22
☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳	25
☐ 重度心身障害者医療費受給券、自立支援医療（精神通院）受給者証	24、25
☐ 子ども医療費助成受給券、児童扶養手当証書、 ひとり親家庭等医療費等助成受給券	28 ～ 30
☐ マイナンバーカードまたは通知カード	
☐ その他、市役所から交付された証書類で、ご不明な点があるもの	

※年金手続きや戸籍謄本・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合、委任状が必要となる場合がございます。P41の委任状をコピーしてご利用ください。

※相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

※来庁いただく方の続柄によっては手続き出来ないものもございますので、あらかじめご了承ください。

手続きチェックリスト

項目	手続き内容	チェック	担当窓口	ページ
証明書等	戸籍（除籍）謄本の取得	☐	市民課 住民記録第2係	7A
	住民票除票の取得	☐		7B
	マイナンバーカードなどの返納	☐		8C
	印鑑登録証の返還	☐		9D
国民 健康保険	葬祭費の申請	☐	保険年金課 国保給付係	10A
	高額療養費の申立て申請	☐		10B
	療養費の申立て申請	☐		10C
後期高齢者 医療制度	葬祭費の申請	☐	保険年金課 後期高齢者医療係	11A
	保険料還付金の口座依頼	☐		11B
	高額療養費の申請	☐		11C
	療養費の申立て申請	☐		12D
年金	未支給年金の請求	☐	保険年金課 年金係 または 木更津年金事務所 ※年金の加入状況などにより担当窓口が異なります	14A
	年金受給権者死亡届	☐		14B
	死亡一時金の請求	☐		15C
	寡婦年金の請求	☐		16D
	遺族基礎年金の請求	☐		17E
	農業者年金に関する手続き	☐	農業委員会事務局	17F
税金	市税の相続人代表者の指定届	☐	市民税課 資産税課 保険年金課	18A
	原動機付自転車、 軽自動車などの廃止	☐	市民税課 諸税係	19B
	未登記家屋の名義変更	☐	資産税課	20C
	共有資産代表者変更届	☐		20D
	納税に関する相談	☐	収税対策室	21E
	市税口座振替の変更・解約	☐		21F

手続きチェックリスト

項目	手続き内容	チェック	担当窓口	ページ
介護	被保険者証等返納	☐	介護保険課 介護認定給付係	22A
	相続人の代表者の指定	☐	介護保険課 介護保険料係	22B
高齢者	高齢者福祉サービス	☐	高齢者福祉課 高齢者支援係	23A
障がい	各種手当の喪失・変更	☐	障がい福祉課 障がい給付係	24A
	重度心身障害者医療費受給券の返納	☐		24B
	精神障害者医療費助成制度の喪失	☐		25C
	各種障害手帳の返納	☐	障がい福祉課 障がい支援係	25D
	自立支援医療(精神通院)受給者証の返納	☐		25E
	有料道路障害者割引制度の解除	☐	NEXCO東日本有料道路 ETC割引登録係	26
	自動車税の減免登録の解除	☐	普通自動車の場合 木更津県税事務所 軽自動車の場合 朝日庁舎 市民税課 諸税係	26
子ども	保育園	☐	こども保育課 保育係	27A
	児童手当	☐	子育て支援課 こども政策係	27B,27C
	児童扶養手当	☐		28D,28E
	遺児手当	☐		28F,29G
	ひとり親家庭等医療費等助成	☐		29H,29I
	子ども医療費助成(受給券)	☐		30J
	学校給食費用口座振替口座の名義変更	☐	学校給食課 給食係	30K

手続きチェックリスト

項目	手続き内容	チェック	担当窓口	ページ
火葬	他市火葬場を使用した際の火葬費助成金	☐	生活衛生課 生活衛生係	31A
木更津 市営霊園	木更津市霊園一般墓地	☐	生活衛生課 生活衛生係	32A,32B, 33C
	木更津市霊園内合葬式墓地	☐		33D
愛犬	犬の登録事項変更	☐	生活衛生課 生活衛生係	34A
農地森林	農地法による届出	☐	農業委員会事務局	35A
	森林法による届出	☐	農林水産課	35B
	生産緑地（特定生産緑地）	☐	市街地整備課	35C
市営住宅	市営住宅入居者	☐	住宅課 市営住宅係	36A,36B
上下水道	上水道に関すること	☐	かずさ水道広域連合企業団	37
	下水道に関すること	☐	下水道推進室	37

証明書等

A 戸籍（除籍）謄本の取得

本籍地が木更津市るとき

持ち物

- ・ 本人確認書類
- ※親族関係が確認できる戸籍が必要な場合があります。
- ※郵送での申請ができます（P42に申請用紙あり）。詳しくは本籍地にお問い合わせください。

証明の種類	手数料
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	1通 450円
戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	
除籍全部事項証明書（除籍謄本）	1通 750円
除籍個人事項証明書（除籍抄本）	
改製原戸籍謄（抄）本	1通 300円
戸籍の附票	

※児童扶養手当の手続きなどに使用する場合は、手数料が無料になる場合があります。

期限

なし

手続きができる人

戸籍に記載されている方またはその配偶者、直系尊属（父母、祖父母）、直系卑属（子、孫）
※上記に記載のない方が申請する場合、委任状などの書類が必要になりますので、事前にお問い合わせ下さい。

窓口

朝日庁舎 市民課
住民記録第2係
☎0438-23-7253

B 住民票除票の取得

住所地が木更津市るとき

持ち物

- ・ 本人確認書類
- ・ 利害関係人とわかる疎明資料（戸籍謄本や提出先からのお便り）
- ※世帯主、続柄、本籍、筆頭者の表示は原則省略となります。表示させる場合は疎明資料が必要です。
- ※マイナンバーは表示できません。
- ※提出先、使用目的が必要です。

期限

なし

手続きができる人

相続人など

窓口

朝日庁舎 市民課
住民記録第2係
☎0438-23-7253

証明書等

C マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードの返納

マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードをお持ちの方が亡くなられたとき

持ち物

- ・マイナンバーカード ・通知カード
- ※番号制度の対象手続きでマイナンバーが必要となる場合がありますので、マイナンバーカード・通知カードの廃棄はその他の手続きが済みましたら、安全に廃棄していただくか、返納してください。
- ・住民基本台帳カード
- ※亡くなられた方の住民基本台帳カードは無効となります。
返還をご希望の方は、窓口までお持ちください。

期限

なし

手続きができる人

相続人等など

窓口

朝日庁舎 市民課
マイナンバー担当
☎0438-23-7291

マイナンバーの通知カードの取扱いについて

通知カードに記載された氏名・住所などが住民票に記載されている事項と一致しているときは、通知カードがマイナンバーを証明する書類として使用できますが、記載事項に変更がある場合は使用できません。

証明書等

D 印鑑登録証の返還

印鑑登録をされていた方が亡くなられたとき

持ち物

- ・亡くなられた方の印鑑登録証
- ※亡くなられた方の印鑑登録証は無効となります。

期限

なし

手続きができる人

相続人など

窓口

朝日庁舎 市民課
住民記録第2係
☎0438-23-7253

証明書等取得の際の本人確認書類

下の一覧のうち、①なら1点、②なら2点、②と③なら各1点ずつの2点

※③の確認書類2点では認められません。

有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限りします。

①	自動車運転免許証、旅券、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(顔写真付のもの)、在留カード、船員手帳など本人の顔写真付の公的証明書
②	国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、年金手帳、年金証書、顔写真付学生証、社員証、住民基本台帳カード(顔写真のないもの)など
③	キャッシュカード、通帳、診察券(氏名などが印字されたもの)、公共料金領収書など

※マイナンバーの通知カードは本人確認の書類にはなりません。

※代理人が申請するときは、代理人の本人確認をします。また、委任状が必要となることがありますので、担当課へお問い合わせください。

国民健康保険

A 葬祭費の申請

国民健康保険に加入していた方が亡くなられたとき

持ち物

- ・ 会葬礼状または葬儀費用の領収書
(領収書の場合は窓口にて申立書の記入が必要)
- ・ 通帳など (喪主のもの)
- ・ 印鑑 (喪主のもの)
- ・ 手続きに来る方の本人確認書類
- ・ 委任状 (喪主と別世帯の代理の方が手続きをする場合・喪主と口座名義人が異なる場合)
- ・ 亡くなられた方の被保険者証
- ・ 亡くなられた方のマイナンバーカードまたは通知カード

期限

葬儀を行った日の翌日から2年以内

手続きができる人

喪主

窓口

朝日庁舎 保険年金課
国保給付係
☎0438-23-7014

B 高額療養費の申立て申請

国民健康保険に加入していた方が、高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり支給ができなくなったとき

持ち物

- ・ 手続きに来る方の本人確認書類
- ・ 印鑑 (相続人のもの)
- ・ 通帳など (相続人のもの)
- ・ 委任状 (申請者と口座名義人が異なる場合)

期限

診療月の翌月の1日から2年以内

手続きができる人

相続人

窓口

朝日庁舎 保険年金課
国保給付係
☎0438-23-7014

C 療養費の申立て申請

国民健康保険に加入していた方が、療養費の申請中で支給決定前・振込前に亡くなり支給ができなくなったとき

持ち物

- ・ 手続きに来る方の本人確認書類
- ・ 印鑑 (相続人のもの)
- ・ 通帳など (相続人のもの)
- ・ 委任状 (申請者と口座名義人が異なる場合)

期限

領収日の翌日から2年以内

手続きができる人

相続人

窓口

朝日庁舎 保険年金課
国保給付係
☎0438-23-7014

後期高齢者医療制度

A 葬祭費の申請

後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなられたとき

持ち物

- ・ 亡くなられた方の被保険者証
- ・ 会葬礼状または葬儀費用の領収書
(領収書の場合は窓口にて申立書の記入が必要)
- ・ 通帳など (喪主のもの)
- ・ 印鑑 (喪主のもの)
- ・ 委任状 (喪主と口座名義人が異なる場合)

期限

葬儀を行った日の翌日から2年以内

手続きができる人

被保険者の親族など

窓口

朝日庁舎 保険年金課
後期高齢者医療係
☎0438-23-7024

B 保険料還付金の口座依頼

後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなられたとき

持ち物

- ・ 印鑑 (相続人のもの)
- ・ 通帳など (相続人のもの)
- ・ 委任状 (申請者と口座名義人が異なる場合)

期限

還付が発生してから2年以内

手続きができる人

被保険者の親族など

窓口

朝日庁舎 保険年金課
後期高齢者医療係
☎0438-23-7024

C 高額療養費の申請

後期高齢者医療制度に加入していた方・口座名義人が、高額療養費の支給決定前・振込前に亡くなり支給ができなくなったとき

持ち物

- ・ 印鑑 (相続人のもの)
- ・ 通帳など (相続人のもの)
- ・ 委任状 (申請者と口座名義人が異なる場合)

期限

診療月の翌月の1日から2年以内

手続きができる人

被保険者の親族など

窓口

朝日庁舎 保険年金課
後期高齢者医療係
☎0438-23-7024

後期高齢者医療制度

D 療養費の申立て申請

後期高齢者医療制度に加入していた方が、療養費の申請中で支給決定前・振込前に亡くなり支給ができなくなったとき

持ち物

- ・印鑑（相続人のもの）
- ・通帳など（相続人のもの）
- ・委任状（申請者と口座名義人が異なる場合）

期限

領収日の翌日から2年以内

手続きができる人

被保険者の親族など

窓口

朝日庁舎 保険年金課
後期高齢者医療係
☎0438-23-7024

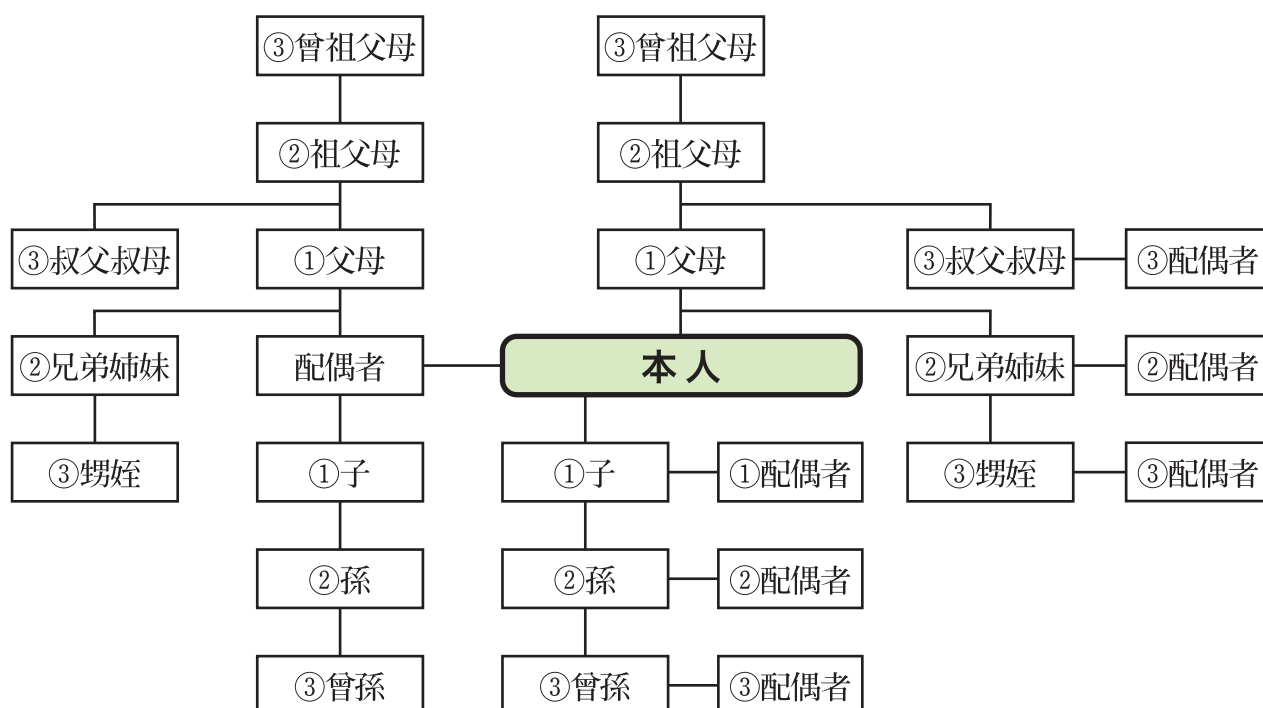
年金

年金受給権者が亡くなられた場合、速やかに年金の受け取りを止める必要があります。
 年金は受給権者が亡くなられた月分まで支給されます。（10月1日に亡くなられた場合、10月分までが支給され、振込月は12月になります）
 日本年金機構において、マイナンバーが収録されている方が亡くなられた場合、年金の支払いが「保留」されます。

こんなとき	手続き内容	ページ
「保留」となった年金、また、死亡日以降に振り込まれた年金を、亡くなられた方と生計を同じくしていた親族（3親等まで）の方が請求手続きできるもの	未支給年金の請求	14A
生計を同じくしていた親族（3親等まで）がいない場合	年金受給権者死亡届	14B
国民年金の未受給の方が亡くなられた場合、納付などの状況により生計を同じくしていた親族（2親等まで）の方が請求手続きできるもの	死亡一時金の請求書	15C
亡くなられた方に 一定の条件が当てはまる遺族がいる場合	寡婦年金の請求 遺族基礎年金の請求	16D 17E

国民年金のほかに、厚生年金などは木更津年金事務所、企業年金や共済年金に加入期間がある場合は、それぞれの年金機関に亡くなったことを連絡する必要があります。必要な手続きなどはそれぞれの年金機関でおたずねください。

年金における3親等の親族



年金

A 未支給年金の請求（B. 年金受給権者死亡届を含む）

亡くなられた年金受給者と生計を同じくしていた遺族（3親等）がいるとき

持ち物

受給していた年金が国民年金のみの場合

- ・亡くなられた方の年金証書
- ※紛失の場合は窓口でお申し出ください。
- ・亡くなられた方の住民票除票（本籍・続柄の記載されたもの）★
- ・請求者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ・請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄の記載されたもの）★
- ※マイナンバーを記入いただいた場合は★の書類は省略できます。
- ・亡くなられた方と請求者の続柄が確認できる書類（戸籍謄本など）
- ・生計同一関係に関する申立書（亡くなられた方と請求者が別世帯の場合）
- ・請求者の通帳またはキャッシュカード
- ・手続きに来る方の本人確認書類
- ・委任状（代理の方が手続きをする場合）
- ※厚生年金などを受給していた場合の必要書類については、木更津年金事務所にお問い合わせください。

期限

受給権者の年金の支払日の翌月1日から5年以内

手続きができる人

生計を同じくしていた①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他①～⑥以外の3親等内の親族

窓口

国民年金のみ受給していた場合
朝日庁舎 保険年金課
年金係

☎0438-23-7059

厚生年金などを受給していた場合
木更津年金事務所

☎0438-23-7616

☎0570-05-4890（予約専用）

※請求者が在住する所轄の年金事務所でも手続きができます。

B 年金受給権者死亡届

亡くなられた年金受給者と生計を同じくしていた遺族がいないとき

持ち物

- ・亡くなられた方の年金証書
- ※紛失の場合は窓口でお申し出ください。
- ・亡くなられた方の死亡の事実を確認できる書類（住民票除票、戸籍謄本、死亡診断書のコピーまたは死亡届の記載事項証明書などのうち、いずれかの書類）
- ※日本年金機構にマイナンバーカードが収録されている方は、亡くなられた方の死亡の事実を確認できる書類の添付が省略できます。
- ・手続きに来る方の本人確認書類

期限

速やかに

手続きができる人

遺族など

窓口

国民年金のみ受給していた場合
朝日庁舎 保険年金課
年金係

☎0438-23-7059

厚生年金などを受給していた場合
木更津年金事務所

☎0438-23-7616

☎0570-05-4890（予約専用）

C 死亡一時金の請求

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が亡くなられたとき

※亡くなられた時点で、「老齢年金」または「障害基礎年金」を受給していた場合は対象外です。

持ち物

- ・亡くなられた方の年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ※紛失の場合は窓口でお申し出ください。
- ・亡くなられた方の住民票除票（本籍・続柄が記載されたもの）★
- ・請求者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ・請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄が記載されたもの）★
- ※マイナンバーを記入いただいた場合は★の書類は省略できます。
- ・亡くなられた方と請求者の続柄が確認できる書類（戸籍謄本など）
- ・生計同一関係に関する申立書（亡くなられた方と請求者が別世帯の場合）
- ・請求者の通帳またはキャッシュカード
- ・手続きに来る方の本人確認書類
- ・委任状（代理の方が手続きをする場合）

期限

死亡日の翌日から2年以内

手続きができる人

生計を同じくしていた①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹の中で優先順位が高い方

※死亡一時金と寡婦年金の両方に当てはまる場合は、どちらか一方を選択します。

窓口

朝日庁舎 保険年金課
年金係

☎0438-23-7059

D 寡婦年金の請求

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなられたとき
※支給は妻が60歳から65歳になるまでの間です。

（老齢基礎年金を繰り上げ受給している場合は支給されません）

持ち物

- ・亡くなられた方の年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書
- ※紛失の場合は窓口でお申し出ください。
- ・亡くなられた方の住民票除票（本籍・続柄の記載されたもの）★
- ・請求者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ・請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄の記載されたもの）★
- ・請求者の所得証明書 ★
- ※マイナンバーを記入いただいた場合は★の書類は省略できます。
- ・請求者の戸籍謄本
- ・請求者の通帳またはキャッシュカード
- ・手続きに来る方の本人確認書類
- ・委任状（代理の方が手続きをする場合）

死亡の原因が第三者行為の場合に必要な書類

- ・第三者行為事故状況届（所定の様式あり）
- ・交通事故証明または事故が確認できる書類
- ・確認書（所定の様式あり）
- ・被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類
- ・損害賠償金の算定書
- ・損害保険会社などへの照会にかかる同意書

期限

死亡日の翌日から5年以内

手続きができる人

10年以上継続して婚姻関係にあり、
生計維持されていた妻
※死亡一時金と寡婦年金の両方に
当てはまる場合は、どちらか一方
を選択します。

窓口

朝日庁舎 保険年金課
年金係
☎0438-23-7059

年金

E 遺族基礎年金の請求

国民年金に加入中の方や、老齢基礎年金の受給権者・受給資格を満たした方が亡くなられたとき（ただし、亡くなられた方の保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の3分の2以上あること）

持ち物

- ・亡くなられた方の年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ※紛失の場合は窓口でお申し出ください。
- ・死亡診断書のコピーまたは死亡届の記載事項証明書
- ・亡くなられた方の住民票除票（本籍・続柄の記載されたもの）★
- ・請求者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ・請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄の記載されたもの）★
- ・請求者（子を含む）の所得証明書 ★
- ※マイナンバーを記入いただいた場合は★の書類は省略できます。
- ・亡くなられた方と請求者の続柄が確認できる書類（戸籍謄本など）
- ・請求者（子を含む）の通帳またはキャッシュカード
- ・手続きに来る方の本人確認書類
- ・委任状（代理の方が手続きをする場合）

死亡の原因が第三者行為の場合に必要な書類

- ・第三者行為事故状況届（所定の様式あり）
- ・交通事故証明または事故が確認できる書類
- ・確認書（所定の様式あり）
- ・被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類
- ・損害賠償金の算定書

その他状況によって必要な書類

- ・亡くなられた方の年金証書
- ・合算対象期間が確認できる書類

期限

死亡日の翌日から5年以内

手続きができる人

生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」

※子の条件

- ・18歳到達年度の年度末を経過していないこと
- ・20歳未満で障害年金等級1・2級に該当すること
- ・婚姻していないこと

窓口

朝日庁舎 保険年金課
年金係

☎0438-23-7059

※死亡日時点で厚生年金加入中または国民年金第3号被保険者期間中の場合

木更津年金事務所

☎0438-23-7616

☎0570-05-4890（予約専用）

※死亡日時点で共済加入中の場合、各共済組合

F 農業者年金に係る死亡届・未支給年金の請求・死亡一時金の裁定請求

農業者年金を受給されている方、受給するまでお待ちいただいている方または加入されている方が亡くなられたとき

持ち物

- ・農業者年金証書（被保険者の場合は、被保険者証）
- ・亡くなられた方の戸籍謄本（死亡の記載のあるもの）、住民票除票または死亡日に関する市区町村の証明書などの書類
- ※未支給年金の請求・死亡一時金の裁定請求する場合は追加で書類などが必要になりますので、詳細は農業委員会事務局にお問い合わせください。

期限

死亡日の翌日から5年以内

手続きができる人

遺族の方

窓口

朝日庁舎 農業委員会事務局

☎0438-23-8693

税金

A 市税の相続人代表者の指定届

納税者または特別徴収義務者が亡くなられ、その相続人が2人以上いるとき

持ち物

- ・ 相続人代表者指定（変更）届出書
- ※相続放棄をしている場合は相続放棄申述受理通知書の提出を求めます。
- ※その他、相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本など）を求める場合があります。

期限

相当な期間（概ね3ヶ月）

手続きができる人

納税者または
特別徴収義務者の相続人

窓口

朝日庁舎
市県民税、軽自動車税種別割：
市民税課
市民税係（市県民税）
☎0438-23-8571・8574

諸税係（軽自動車税種別割）
☎0438-23-8576

固定資産税、都市計画税：
資産税課
☎0438-23-8674

国民健康保険税：
保険年金課
☎0438-23-7046

税金

B 原動機付自転車、軽自動車などの廃止

次の車両の所有者が亡くなられたとき

- ・原動機付自転車（総排気量125cc以下のオートバイ・ミニカー・電動キックボード）
 - ・小型特殊自動車（農耕用車両・フォークリフトなど）
- ※「木更津市」のナンバーがついているもの

持ち物

- ・軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書
 - ・届出人の本人確認書類
 - ・標識交付証明書
 - ・標識（ナンバープレート）、標識を紛失した場合には200円の弁償金
- ※相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本など）を求め
る場合があります。
※名義変更して引き続き所有する方がいる場合や、代理の方が
手続きする場合は、事前にお問い合わせください。

期限

死亡日から 30 日以内

手続きができる人

相続人

窓口

朝日庁舎 市民税課
諸税係

☎0438-23-8576

富来田出張所

☎0438-53-2027

次の車両の所有者が亡くなられたとき

- ・4輪及び3輪の軽自動車
- ・2輪の軽自動車（総排気量 125ccを超え、250cc以下のもの）
- ・2輪の小型自動車（総排気量 250ccを超えるもの）

持ち物

※右記担当窓口までお問い合わせください。

期限

死亡日から 30 日以内

手続きができる人

相続人

窓口

・4輪及び3輪の軽自動車
軽自動車検査協会千葉事務所
袖ヶ浦支所

☎050-3816-3116

- ・2輪の軽自動車（総排気量125ccを超え250cc以下のもの）
- ・2輪の小型自動車（総排気量250ccを超えるもの）

関東運輸局千葉運輸支局
袖ヶ浦自動車検査登録事務所

☎050-5540-2025

税金

C 未登記家屋の名義変更

未登記家屋の所有者を変更するとき

持ち物

- ・ 補充課税台帳所有者変更申請書
- ・ 遺産分割協議書全ページの写し
- ・ 亡くなられた方と相続人全員との相続図（もしくは戸籍謄本など）の写し
- ・ 遺産分割協議書に添付してある印鑑証明書すべての写し

期限

相続が発生したことを知った日から
3 か月以内

手続きができる人

未登記家屋の所有者を変更される方

窓口

朝日庁舎 資産税課
家屋係
☎0438-23-8672

D 共有資産代表者変更届

被相続人の共有固定資産代表納税義務者であった場合の代表納税義務者

持ち物

- ・ 相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本など）

期限

相続が発生したことを知った日から
3 か月以内

手続きができる人

相続人など

窓口

朝日庁舎 資産税課
土地係
☎0438-23-8674

税金

E 納税に関する相談

市税の未納がある方が亡くなられたとき

持ち物

- ・ 納税通知書または領収書
- ・ 手続きに来る方の本人確認書類
- ※相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本など）を求めている場合があります。

期限

速やかに

手続きができる人

納税管理人・相続人代表者など

窓口

朝日庁舎 収税対策室
☎0438-23-8714

F 市税口座振替の変更・解約

市税振替口座の名義人が亡くなられたとき

持ち物

- ・ 納税通知書
- ・ 手続きに来る方の本人確認書類
- ・ (口座変更を行う場合) 変更を希望する銀行口座の通帳またはキャッシュカード
- ・ 銀行届出印
- ※口座振替変更 / 廃止依頼書の記入を行っていただきます。
- ※相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本など）を求めている場合があります。

期限

速やかに

手続きができる人

納税義務者・納税管理人・相続人代表者など

窓口

朝日庁舎 収税対策室
☎0438-23-8714

介護

A 被保険者証等返納

介護保険の被保険者が亡くなられたとき 持ち物 ・ 介護保険被保険者証 ・ 介護保険負担割合証（要介護・要支援認定をお持ちの方のみ） ・ 介護保険負担限度額認定証（認定を受けた方のみ）	期限 なし
	手続きができる人 相続人など
	窓口 朝日庁舎 介護保険課 介護認定給付係 ☎0438-23-7162

B 相続人の代表者の指定

介護保険被保険者（65歳以上）が亡くなられたとき 持ち物 ・ 相続人代表者申出書 ※相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本など）を求め る場合があります。 ※相続放棄をしている場合は相続放棄申述受理通知書の提出 を求めます。	期限 概ね3か月
	手続きができる人 相続人など
	窓口 朝日庁舎 介護保険課 介護保険料係 ☎0438-23-7161

高齢者

A 高齢者福祉サービス

次のいずれかの利用者が亡くなられたとき

- ・ 高齢者配食サービス
- ・ 認知症高齢者等見守りシール
- ・ 高齢者見守りキーホルダー
- ・ 高齢者紙おむつ給付
- ・ はり・きゅう・マッサージ施術費助成
- ・ 老人用電話の利用者

次のいずれかの利用世帯の世帯主が亡くなられたとき

- ・ 緊急通報装置貸与
- ・ 高齢者見守り等タブレット端末貸与
- ・ 高齢者タクシー利用助成

持ち物

※ご利用のサービスによって、手続きに必要なものが異なります。詳しくはお問い合わせください。

期限

速やかに

手続きができる人

制限なし(親族・ケアマネジャーなど)

窓口

朝日庁舎 高齢者福祉課
高齢者支援係
☎0438-23-2695

障がい

A 各種手当の喪失・変更

下記の手当について対象の障がい児者、もしくは手当受給者が亡くなられたとき

- ・特別障害者手当
- ・重度心身障害者福祉手当
- ・特別児童扶養手当
- ・障害児福祉手当
- ・木更津市心身障害児童福祉手当

持ち物

※手当の種類や、亡くなられた方によって手続きに必要なものが異なります。詳しくはお問い合わせください。

期限

速やかに
(受給資格がなく手当を受給した場合は、手当を返還していただきます。)

手続きができる人

制限なし
(親族、後見人、施設職員など)

窓口

朝日庁舎 障がい福祉課
障がい給付係
☎0438-23-8513

B 重度心身障害者医療費受給券の返納

重度心身障害者医療助成制度の認定を受けていた方が亡くなったとき

持ち物

- ・重度心身障害者医療費受給券
- ・手続きに来る方の印鑑
- ・障がい者本人以外の通帳など

期限

速やかに

手続きができる人

制限なし
(親族、後見人、施設職員など)

窓口

朝日庁舎 障がい福祉課
障がい給付係
☎0438-23-8513

障がい

C 精神障害者医療費助成制度の喪失

精神障害者医療費助成制度の認定を受けていた方が亡くなられたとき

持ち物

※お電話での手続きが可能です。

期限

速やかに

手続きができる人

制限なし
(親族、後見人、施設職員など)

窓口

朝日庁舎 障がい福祉課
障がい給付係
☎0438-23-8513

D 各種障害者手帳の返納

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられたとき

持ち物

- ・ 障害者手帳
- ・ 手続きに来る方の本人確認書類

期限

速やかに

手続きができる人

制限なし
(親族、後見人、施設職員など)

窓口

朝日庁舎 障がい福祉課
障がい支援係
☎0438-23-8497

E 自立支援医療（精神通院）受給者証の返納

自立支援医療（精神通院）を受けていた方が亡くなられたとき

持ち物

- ・ 自立支援医療（精神通院）受給者証
- ・ 手続きに来る方の本人確認書類

期限

速やかに

手続きができる人

制限なし
(親族、後見人、施設職員など)

窓口

朝日庁舎 障がい福祉課
障がい支援係
☎0438-23-8497

その他障がい者制度

下記の制度を利用されていた方が亡くなられたときに手続きが発生します。詳細は担当窓口までお問い合わせください。

制度名	窓口
有料道路障害者割引制度	NEXCO 東日本有料道路 ETC 割引登録係 ☎045-477-1233
自動車税の減免登録	普通自動車の場合 木更津県税事務所 ☎0438-25-1110
	軽自動車の場合 朝日庁舎 市民税課 諸税係 ☎0438-23-8576

子ども

A 保育園関係手続き

保育施設や幼稚園に在園または入園申請している児童やその保護者が亡くなられたとき

持ち物

- ・印鑑（認印可）

期限

速やかに

手続きができる人

保護者（保護者が亡くなられた場合は親族など）

窓口

朝日庁舎 こども保育課
保育係
☎0438-23-7245

B 児童手当の認定請求または未支払手当請求

受給者が亡くなられたとき

持ち物

- ・新しく受給者になる方の口座がわかるもの
- ・健康保険被保険者証の写し
- ・支給対象児童名義の口座がわかるもの

期限

死亡日から 15 日以内
（認定請求した翌月分から支給）

手続きができる人

新たに受給者になる方

窓口

朝日庁舎 子育て支援課
こども政策係
☎0438-23-7243

C 児童手当の額改定届または消滅届

児童が亡くなられたとき

持ち物

※詳しくはお問合せください。

期限

死亡日から 15 日以内

手続きができる人

受給者

窓口

朝日庁舎 子育て支援課
こども政策係
☎0438-23-7243

子ども

D 児童扶養手当受給者関係手続き

対象児童や受給資格者が亡くなられたとき

持ち物

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 受給資格者死亡の場合は、対象児童の口座がわかるもの

期限

死亡日から 14 日以内

手続きができる人

受給資格者（受給資格者が亡くなられた場合は親族等）

窓口

朝日庁舎 子育て支援課
こども政策係
☎0438-23-7243

E 児童扶養手当の認定請求

18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（児童が基準以上の障害がある場合は20歳まで）の児童を監護している父または母、または、父母に代わってその児童を養育している方が亡くなられたとき

※所得制限があります。

持ち物

※詳しくはお問い合わせください。

期限

認定請求した翌月分から支給

手続きができる人

対象児童を監護（養育）する方

窓口

朝日庁舎 子育て支援課
こども政策係
☎0438-23-7243

F 遺児手当の支給申請

義務教育終了前及び学校教育法第1条に規定する高等学校または高等専門学校（第4学年、第5学年を除く）に在学中の児童を監護している保護者が亡くなられたとき

※所得制限があります。

持ち物

※詳しくはお問合せください。

期限

速やかに
（申請を受けた日の属する月から支給）

手続きができる人

遺児を現に監護する方

窓口

朝日庁舎 子育て支援課
こども政策係
☎0438-23-7243

子ども

G 遺児手当の受給者資格喪失届

遺児が亡くなられたとき

持ち物

・詳しくはお問い合わせください。

期限

速やかに
(亡くなられた日の属する月まで支給)

手続きができる人

受給者

窓口

朝日庁舎 子育て支援課
こども政策係
☎0438-23-7243

H ひとり親家庭等医療費等助成受給券の交付申請

18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（児童が基準以上の障害がある場合は20歳まで）の児童を監護している父または母、または、父母に代わってその児童を養育している方が亡くなられたとき
※所得制限があります。

持ち物

※詳しくはお問い合わせください。

期限

交付申請をした日から助成対象

手続きができる人

対象児童を監護（養育）する方

窓口

朝日庁舎 子育て支援課
こども政策係
☎0438-23-7243

I ひとり親家庭等医療費等助成の資格変更届（児童減） または資格消滅届

対象児童や受給資格者が亡くなられたとき

持ち物

・ひとり親家庭等医療費等助成受給券

期限

速やかに

手続きができる人

受給資格者（受給資格者が亡くなられた場合は親族等）

窓口

朝日庁舎 子育て支援課
こども政策係
☎0438-23-7243

子ども

J 子ども医療費助成関係手続き

子ども医療費助成受給券の対象児童やその保護者が亡くなられたとき

持ち物

- ・ 子ども医療費助成受給券

期限

速やかに

手続きができる人

保護者または児童を監護する方

窓口

朝日庁舎 子育て支援課
こども政策係
☎0438-23-7243

K 学校給食費用口座振替口座の名義変更

木更津市内の公立小中学校に在学している児童生徒の給食費引落口座の名義人が亡くなられたとき

持ち物

- ・ 新しく登録をしたい口座の通帳と銀行印

期限

速やかに

手続きができる人

木更津市内の小中学校に在学中の児童生徒の保護者または親族（祖父母、叔父叔母など）

窓口

朝日庁舎 学校給食課
給食係
☎0438-23-8440

火葬

A 他市火葬場を使用した際の火葬費助成金

死亡当時に本市の市民である死亡者、または死産当時に本市の住民である方の死産児の火葬をするにあたり、以下のいずれかに該当するとき

- ①本市火葬場が工事により休場する期間に他市で火葬をしたとき
- ②本市火葬場の使用許可を受けた方で、火葬場の施設及びその設備の故障などにより他市で火葬をしたとき
- ③本市火葬場が1日の最大予約数に達していたため、他市で火葬をしたとき

持ち物

- ・火葬許可証（埋葬許可証、火葬場使用許可証）の写し※1
 - ・申請者の印鑑（認印可）
 - ・火葬場使用料の領収書の写し※2
 - ・振込先となる申請者の金融機関の口座番号のわかるもの
 - ・委任状（火葬を実施した者以外が申請する場合）
- ※一部の火葬場では「火葬許可書」という別の書類を発行しているためご注意ください。火葬許可証を紛失した場合は、利用した火葬場のある自治体へお問い合わせください。
- ※火葬場使用許可証の中に領収部分が記載されている場合は、火葬場使用許可証のみでかまいません。

期限

火葬日から3か月以内

手続きができる人

火葬を実施した方または火葬を実施した方から委任された方

窓口

クリーンセンター 生活衛生課
生活衛生係
☎0438-36-1432

木更津市営霊園

A 木更津市霊園一般墓地埋蔵届

焼骨を木更津市霊園へ埋蔵したいとき

持ち物

- ・死亡者の火葬許可証原本または改葬許可証原本
 - ・一般墓地使用許可証（無い場合は再交付可）
- ※本市霊園以外の墓地などに埋蔵、納骨する場合は、墓地管理者（寺社などの営む墓地は住職など、共同墓地や個人墓地は代表管理者）へ届け出る必要があります。

期限

原則埋蔵する予定日より前

手続きができる人

木更津市霊園使用者（現名義人）

窓口

クリーンセンター 生活衛生課
生活衛生係
☎0438-36-1432

B 一般墓地使用許可申請

木更津市霊園内に新たに墓地区画を購入したいとき

持ち物

- ・申請者の住民票
 - ・火葬許可証の写し
 - ・死亡者と申請者の続柄がわかる戸籍謄本の写し（火葬許可証で確認できる場合は不要）
- ※事前に墓地の空き状況を確認してください。

期限

なし

手続きができる人

死亡者の親族（木更津市に申請時も引き続き2年以上住民票を置いている方）

窓口

クリーンセンター 生活衛生課
生活衛生係
☎0438-36-1432

木更津市営霊園

C 木更津市霊園一般墓地使用権承継届

木更津市霊園使用者が亡くなられたとき

持ち物

- ・死亡者の火葬許可証もしくは除籍謄本の写し
- ・手数料300円
- ・死亡者と申請者の続柄がわかる戸籍謄本の写し
(火葬許可証もしくは除籍謄本にて確認できる場合は不要)
- ・一般墓地使用許可証(無い場合は再交付可)
- ・現住所のわかるもの(運転免許証や被保険者証などの写し、
火葬許可証にて確認できる場合は不要)

期限

使用者が死亡してから3年以内(期限を過ぎると墓地使用の権利が取消され、撤去・改葬の対象となる)

手続きができる人

死亡者から名義を引き継ぎ新たに霊園使用者となる方

窓口

クリーンセンター 生活衛生課
生活衛生係
☎0438-36-1432

D 合葬式墓地使用許可申請

木更津市霊園内合葬式墓地納骨壇を確保し、焼骨を納骨したいとき

持ち物

- ・申請者の住民票もしくは死亡者の除票など(許可の要件は申請者が申請時点で2年以上木更津市に住所を置いている方、もしくは死亡者が過去に引き続き2年以上木更津市に住所を置いていたことが確認できる方です)
- ・火葬許可証の写し
- ・死亡者と申請者の続柄をあらわす戸籍謄本の写し(火葬許可証で確認できる場合は不要)

期限

なし

手続きができる人

死亡者の親族(配偶者と3親等以内の血族、2親等以内の姻族)
※上記以外にも死亡届出人が申請できる場合があります。詳しくは生活衛生課までお問い合わせください。

窓口

クリーンセンター 生活衛生課
生活衛生係
☎0438-36-1432

A 犬の登録事項変更届出書

本市に登録されている犬の登録情報のうち、市内間での変更が生じたとき（市外の方に譲渡した場合は新飼い主の属する自治体へ届出）

持ち物

※電話でも受付可能です。
※オンラインでも申請可能です。

《アドレス》

<https://logoform.jp/form/2dPg/245576>

期限

変更後速やかに

手続きができる人

犬の（新）飼い主

窓口

クリーンセンター 生活衛生課
生活衛生係

☎0438-36-1432

農地森林

A 農地法第3条の3第1項の規定による届出書

農地（地目が田・畑）の相続を受けたとき

持ち物

・相続された土地が確認できる書類（登記簿謄本や遺産分割協議書など）

期限

速やかに

手続きができる人

相続人

窓口

朝日庁舎 農業委員会事務局
☎0438-23-8693

B 森林の土地の所有者届出

地域森林計画対象森林の土地の相続を受けたとき

持ち物

・土地の位置を示す地図
・土地の登記事項証明書またはその他届出の原因を証明する書面（遺産分割協議の協議書や登記完了証など）（写しも可）
※届出の対象の森林であるかの確認は農林水産課にお問い合わせください。

期限

所有者となった日から 90 日以内

手続きができる人

相続人

窓口

駅前庁舎 農林水産課
農林土木係
☎0438-23-8453

C 生産緑地（特定生産緑地）の相続にかかる手続き（買取りの申し出）

生産緑地（特定生産緑地）の所有者が亡くなったとき

持ち物

・本人確認書類
・関係性が確認できる戸籍謄本を求める場合があります。

※詳しくはお問い合わせください。

期限

概ね生産緑地の所有者が亡くなってから1年以内

手続きができる人

相続人

窓口

朝日庁舎 市街地整備課
公園設備活用係
☎0438-23-8467

市営住宅

A 退去届の提出または市営住宅承継入居承認申請書の提出

市営住宅の名義人が亡くなられたとき
(退去または承継の手続きが必要)

持ち物

- ・届出人の本人確認書類
- ・印鑑

※届け出により必要書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

期限

速やかに

手続きができる人

入居者または親族

窓口

朝日庁舎 住宅課
市営住宅係
☎0438-23-8598

B 異動届の提出

市営住宅の入居者が亡くなられたとき

持ち物

- ・届出人の本人確認書類
- ・印鑑
- ・死亡者の死亡の事実を確認できる書類（死亡診断書（コピー可）、住民票除票（続柄・本籍の記載されたもの）、戸籍謄本などのうち、いずれかの書類※マイナンバーを記入した場合は書類を省略できます。）

期限

速やかに

手続きができる人

名義人または入居者

窓口

朝日庁舎 住宅課
市営住宅係
☎0438-23-8598

上下水道

上下水道に関すること

亡くなられた方が下記のものに該当する場合は手続きが発生しますので、親族の方は速やかにお手続きをしてください。詳細は窓口までお問い合わせください。

区分	名称	窓口
上水道	水道の閉栓（水道使用中止届）	かずさ水道広域連合企業団 木更津営業所 ☎0438-23-0741
	使用者（名義人）などの名義変更 （水道使用者変更届、送付先変更届）	
	口座振替の名義人の名義変更 （口座振替依頼書） ※口座振替する金融機関（木更津市、君津市、 富津市、袖ヶ浦市）の窓口で手続き可能です。	
	給水装置所有者の名義変更	かずさ水道広域連合企業団 工務課 給水装置班 ☎0438-38-4609
下水道	下水道事業受益者負担金を 分割納付中の方	下水道推進室 業務係 ☎0438-36-2700
	木更津市水洗便所改造事業 資金借入を受けて毎月返済中の方	
	井戸水のみ利用の下水道使用者	

市役所以外で行う主な手続き一覧

対象	主な手続き	チェック	問い合わせ先
厚生（共済）年金	■未支給年金請求 遺族厚生年金請求など	☐	日本年金機構 木更津年金事務所 新田 3 丁目 4 番 31 号 ☎0438-23-7616 (音声ガイダンス①→②)
健康保険 (国民健康保険または 後期高齢者医療保険以外)	■埋葬料(費)の支給申請など	☐	亡くなられた方が加入されていた 健康保険組合
国税関係	■相続税手続き ■所得税・消費税の申告 手続き	☐	木更津税務署 富士見 2 丁目 7 番 18 号 ☎0438-23-6161
不動産登記関係	■土地や家屋等移転登記	☐	千葉地方法務局 木更津支局 東中央 3 丁目 1 番 7 号 ☎0438-22-2531
遺言書	■検認・開封	☐	被相続人や相続人の住所地を 管轄する各家庭裁判所
相続放棄	■相続放棄の申立	☐	
遺産分割協議	■遺産分割協議の申立	☐	
特別永住者証明書 在留カード	■返納	☐	東京出入国在留管理局 千葉出張所 千葉市中央区千葉港 2 番 1 号 千葉中央コミュニティセンター内 ☎043-242-6597
生命保険など	■死亡保険金の請求 ■入院給付金の請求など	☐	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	■名義変更・解約など	☐	加入していた損害保険会社 または代理店
預貯金口座など	■口座凍結の解除	☐	各金融機関など
株式など	■名義変更	☐	証券会社など
国債など	■記名変更 ■償還金受領	☐	償還金支払場所または 証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	■解約	☐	各契約会社
固定電話・携帯電話	■契約承継・解約	☐	各契約会社
インターネット	■名義変更・解約など	☐	各契約会社
NHK受信料	■名義変更・解約	☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003

市役所以外で行う主な手続き一覧

対象	主な手続き	チェック	問い合わせ先
電気・ガス料金など	■名義変更・解約	☐	各契約会社
ケーブルテレビ	■名義変更・解約	☐	各契約会社
自動車運転免許証	■返納	☐	木更津警察署 潮見 1 丁目 1 番地 5 ☎0438-22-0110

木更津市一般廃棄物収集運搬許可業者

事業系ごみ(商店・飲食店・事務所など事業活動に伴うごみ)、家電リサイクル法対象品(テレビ・エアコン・洗濯機および衣類乾燥機・冷蔵庫および冷凍庫)、引っ越しで出る多量ごみ、その他ご自分で処理できない家庭ごみなどの収集・運搬を行います。

事業者名	所在地	電話番号
(有)アスカ (ほたる野地区限定)	ほたる野 3 丁目 6 番地 11	0438-98-5118
(有)長田	八幡台 1 丁目 3 番 7 号	0438-36-1004
(株)金田臨海総合 (金田地区限定)	瓜倉 985 番地	0438-41-1728
(有)木更津清掃社	中野 143 番地	0438-40-1111
木更津リサイクル(株)	潮見 6 丁目 16 番地 3	0438-37-7007
(株)共進社	岩根 4 丁目 9 番 19 号	0438-41-6255
(有)グリーン	ほたる野 4 丁目 10 番地 20	0438-71-5005
(有)栗原商店	高砂 1 丁目 9 番 26 号	0438-41-2558
(有)大丸運輸	潮浜 2 丁目 1 番地 31	0438-37-0303
(有)丸三清運	戸国 421 番地	0438-53-2277

※料金などの詳細は、収集運搬許可業者に直接お問い合わせください。

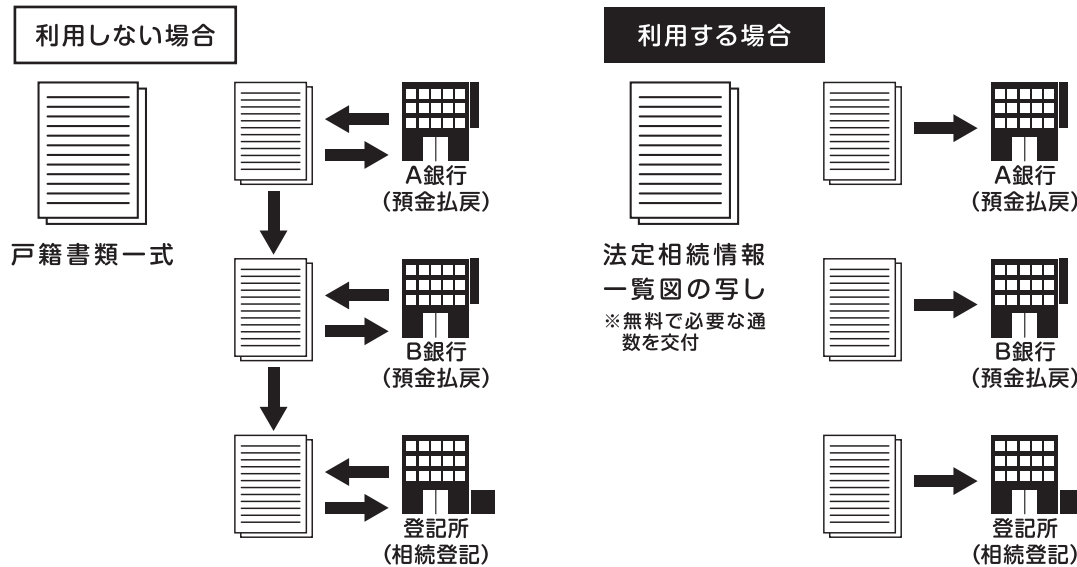
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。※1

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



POINT

相続手続がいくつも
ある場合にお勧めで
す。手続きが同時に
進められ、時間短縮
につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続にお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続は専門家※2に依頼することも可能です。

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続は

法務局ホームページ

検索

記入される前にお読みください

※必ず委任者が全ての事項をボールペン（消えるボールペン不可）で記入し、原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について、

委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※委任状の作成日から、3ヵ月以内に申請してください。

※この委任状はコピーしてご利用ください。

委任状

(宛先)木更津市長

令和 年 月 日作成

委任者

住所

氏名



生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日

連絡先電話番号 — —

の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方）

住所

氏名

委任事項（委任する事項に✓を付してください）

☐ 住民異動手続き（転入・転居・転出・世帯主変更）

☐ 戸籍（除籍）謄抄本、改製原戸籍謄抄本、
住民票（除票）の交付申請及び受領

☐ 市税に関する証明書の交付申請及び受領

☐ 年金請求手続き

☐ その他

※本人が病気などで委任状の自署が困難なときには代筆ができます。

代筆するときは本人の押印及び拇印と自署ができない理由、代筆者の氏名・住所を付記してください。

戸籍証明書等の郵送請求書

市長あて

本籍			
筆頭者		※戸籍のはじめに書いてある人 ※亡くなられていても変わりません	
番号（必要なもの）を○で囲んで下さい。			個人事項証明・抄本・身分証明書・附票個人のときは、必要な人の氏名を必ず記入して下さい
1	戸籍全部事項証明（謄本） 450円	通	◎必要な人の氏名
2	戸籍個人事項証明（抄本） 450円	通	
3	改製原戸籍謄本または抄本（昭和） 750円	通	
4	改製原戸籍謄本または抄本（平成） 750円	通	相続の場合は必ず記入して下さい （ ）様死亡に伴う手続きで、 ☐ 死亡した人の出生から死亡までが 各（ ）通必要 ☐ 死亡した人の婚姻から死亡までが 各（ ）通必要 ☐ （ ）と（ ）の関係が わかるものが（ ）通必要
5	除籍謄本または抄本 750円	通	
6	戸籍の附票（全員または個人）300円 ※使用目的などの欄に必要な住所を記入	通	
7	身分証明書 300円	通	
※全部事項証明、謄本とは、その戸籍の全部、個人事項証明、抄本とは、その戸籍の個人のものを写したものです			
最近2週間以内に戸籍の届出をした方は、記入して下さい 令和 年 月 日に（ ）届を（ ）市区町村に提出			
附票請求の場合		必要な住所がある場合は、記入してください。	
請求書	住所	〒 -	昼間連絡のつく電話番号
	氏名		筆頭者との続柄 本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他（ ）
使用目的	☐ （ ）年金の（ ）手続きのため（ ）へ提出 ☐ 不動産の名義変更の手続きのため（ ）へ提出 ☐ 法定相続情報一覧図の作成のため（ ）へ提出 ☐ 保険金請求のため（ ）へ提出 ☐ その他_____		
・手数料は、郵便局の定額小為替（無記名で切り取りのない状態）でお願いします。 ※現金・切手・印紙不可 ・ご請求いただいた証明書は、請求者の住民登録地に返送させていただきます。			

※戸籍に関する証明書は本籍地の市区町村でしか取得できません。
詳細は、本籍地の市区町村にお問い合わせください。

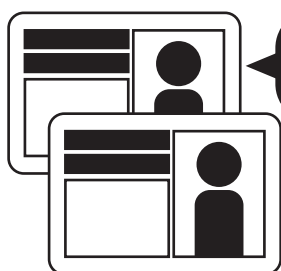
郵送申請までの流れ

① 申請用紙に記入する



電話番号を忘れずに!

② 顔写真付きの身分証をコピーする



有効期限内のものを
両面(表・裏)コピー

※マイナンバーカードの
裏面コピーは不要です

③ 定額小為替を郵便局で購入する

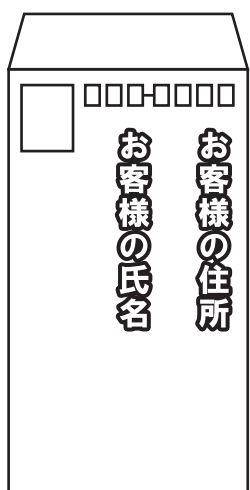


記入や切り取りはせず、
控えを保管します

定額小為替証書		控え
450円	450円	450円

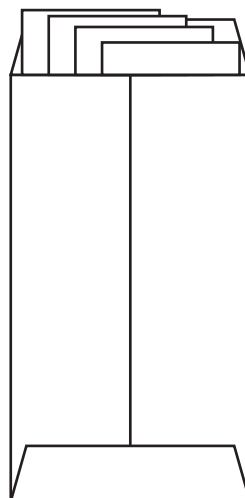
※お釣りのないようにご注意ください

④ 返信用封筒を用意する



切手を忘れずに!

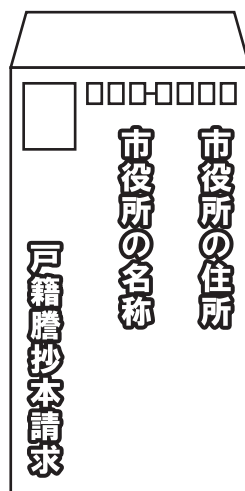
⑤ 市役所行きの封筒に①～④を封入する



裏

用意ができたものに
☑する

- ① 申請書 ☐
- ② 身分証のコピー ☐
- ③ 定額小為替 ☐
- ④ 返信用封筒 ☐

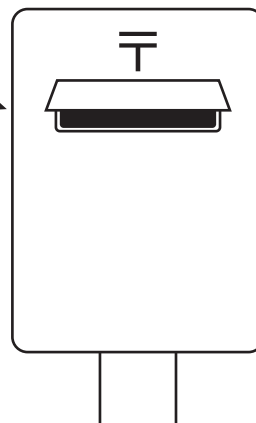


表

戸籍謄抄本を請求する

- ① 市役所の住所
- ② 市役所の名称(宛先)
- ③ 戸籍謄抄本請求である
旨を記載する

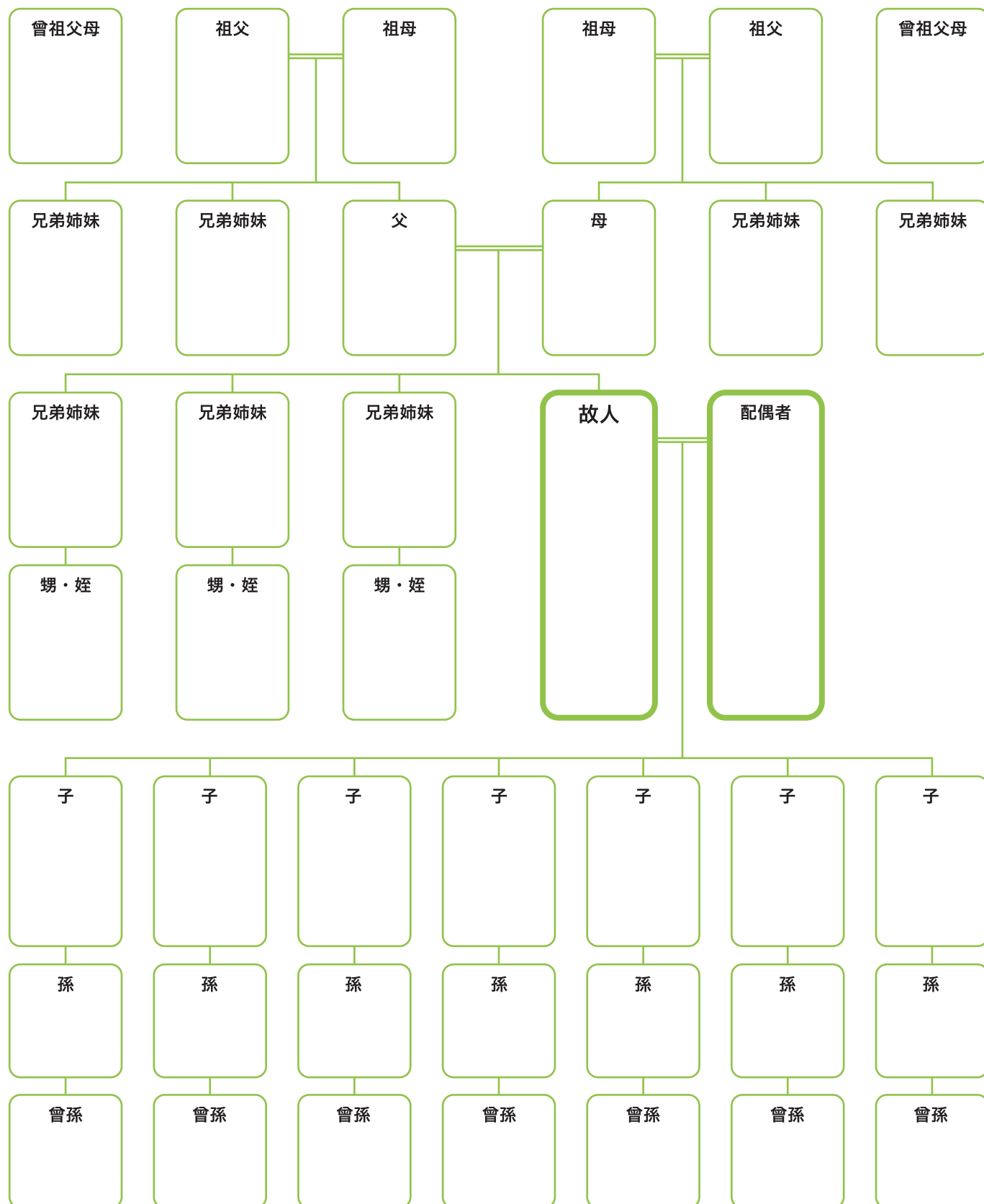
全ての用意ができたなら
ポストへ投函!



この書類の提出先

〒 _____ 都道府県 _____ 市区町村 _____
 _____ 市役所
 連絡先 _____

ご遺族メモ／家系図



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) と39ページを御覧ください。

司法書士・土地家屋調査士・行政書士・弁護士・税理士・社会保険労務士が

相続のお手続き

＼ワンストップ／でお手伝いたします。



相続不動産の名義を変更したい。

土地や建物を売却して相続人で分けたい。

預金の解約手続きをしたい。

相続税の申告をしたい。

相続放棄をしたい。



報酬

○相続登記 80,000 円～ ○預貯金解約手続 50,000 円 /1 口座～

※実費、税別 ※詳しくはお問い合わせください

地元
千葉で
40年以上
の実績

各専門家の
スムーズな
連携

安心の
初回
相談無料

＼お気軽にお電話ください／

おもいをつなぐ専門家集団

千葉 相続相談センター (さいしゅ 最首総合事務所 木更津支店)

受付時間:9:00～17:00 Mail:chiba-souzoku@s-s-j.co.jp

0800-800-1212

フリーコール

木更津市東中央 2 丁目 4-13 AIG 木更津ビル 1 階 JR 木更津駅東口より徒歩 10 分

※駐車場完備。ご利用の際はご連絡いただければご案内いたします。

Saishu

ホームページは
こちらから



広告掲載に関するお問合せ ☎03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

初回相談無料！

相続の手続き不安や疑問はありませんか？



大変な相続の手続きは、
『頼れる街の法律家』へお任せください

複雑で手間のかかる相続のお手続き、ご相談承ります

“終活”の遺言書の作成も承ります

その他土業との連携で多様な手続きを一括でサポート致します

煩雑な手続き
一括サポート



その他の土業と連携
して一括サポート！

土祝も営業



平日は仕事の方も
安心して相談できます。

訪問サポート
無料



無料でご訪問も
いたします。



行政書士 門澤秀徳

「個人事務所だからこそ代表の行政書士が最後まで責任をもって対応いたします。ご遺族さまの些細な不安まで解消できるように努めます。どんな事でもご相談ください。」

まずはお気軽にご相談ください

☎090-2721-5602

門澤秀徳行政書士事務所

〒292-0805

千葉県木更津市大和2-16-13門澤ビル

営業時間：09:00～19:30 土祝祭日も営業しております！

電話：0438-23-3288

※門澤秀徳行政書士事務所にお問合せの際は広告内記載の携帯電話番号まで

ホームページはこちら



遺品整理・生前整理 ゴミ屋敷の整理 お部屋の片付け

木更津市の
お客様の心に
寄り添って丁寧に
作業いたします！



こんなお悩みはございませんか？

- ☒ 片付ける時間がなくて困っている
- ☒ 荷物が多くて誰かの手を借りたい
- ☒ 女性スタッフが対応してくれるところはないかな などなど

株式会社 AGOT では、遺品整理士の資格を持ったスタッフが対応、ゴミ屋敷の清掃や特殊清掃、遺品の買取、ご供養 など、遺品整理に関係のある、あらゆる作業がワンストップで承ることが可能です。

お見積もりは無料・当日の追加料金一切なし

お気軽にお問い合わせください。

 0120-944-633

営業時間：8:00～20:00（年中無休）

株式会社 AGOT（アゴット）

〒264-0028 千葉県市若葉区桜木 6-21-3

古物商許可証 千葉県公安委員会許可 第 441400001439 号



広告掲載に関するお問合せ ☎03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

木更津市の 相続・法律相談は 私にお任せください



あなたの「困った」に
迅速対応
解決まで安心サポート

相続人調査

遺産分割手続（協議・調停等の代理）

使途不明金に関する対応

遺留分侵害額請求の対応

遺言作成に関するアドバイス

初回45分
無料相談実施中

ワンストップ
サービスの実現

分かりやすい
明朗会計

まずはお気軽にお電話でご連絡ください



きみさらず法律事務所
KIMISARAZU LAW OFFICE

住所：千葉県木更津市清見台東3丁目18番6号

営業時間：9:00～17:00

定休日：土日祝 ※ただし、新規のお客様に限りまして、月2回程度の夜間
相談日と月1回程度の休日相談日を設けています。
具体的な日程は当ホームページをご確認ください。

URL：https://www.sodegaura-lawyer.jp/

📞0438-40-4003

▼ホームページ



▼Youtube



弁護士 若林 侑

広告掲載に関するお問合せ ☎03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）



笑顔と真心の橋渡し

(株) アクアエステート木更津

相続した不動産のご相談 当社へお任せください！

＼相続の面倒な手続きをトータルでサポート／

不動産情報、売買物件各種の仲介業務、及び住み替えや
相続等による不動産売却査定等を行っております。

✓多くのお客様にご利用いただいています

好立地につき、ご来店のお客様多数！

✓売買実績

2023年の不動産売買契約実績は214件になりました。

✓充実した営業スタッフ

不動産業務経験10年以上のベテラン9名、宅地建物取引士9名、他に、
行政書士、二級建築士、ファイナンシャルプランナー、住宅ローンアドバイザーが
在籍しています。

未来につなげるオーガニックアクション宣言企業

(株) アクアエステート木更津

☎ **0438-37-1200**

〒292-0822 木更津市桜井15-1

営業時間 9:00~18:30

年中無休で営業致しております。(お盆年末年始除く)

■ web: <http://aqua-e.biz/>

■ e-mail: info@aqua-e.biz

千葉県知事免許(4)第15305号 全日本不動産協会会員

物件多数。ご来店お待ちしております。



あなたの街の相談役

こんなことで**お困り**ではないですか？

相続 手続き



相続の手続きは何から
始めたらいいんだろう…

手続きが難しすぎて
わからない…

成年 後見人



家族のために
遺言書を作成したい

お父さんが認知症かも…

あなたの「**困った**」を当事務所がサポートいたします／

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

司法書士 進藤由子事務所

☎0438-40-5891

〒292-0057 千葉県木更津市東中央二丁目14番5号

FAX:0438-40-5892

✉ sunkusyuko@au.wakwak.com



不動産に関するお手伝い

秘密厳守

無料査定

スピード対応

売却して
即現金化したい

空家になるので
売りたい

残置物を
そのまま
買取してほしい

相続登記を
してないけど
売りたい

お困りでは
ありませんか？

不動産売却・不動産相続のことなら



千葉県不動産買取センター

【受付時間】9:00～18:00 【定休日】毎週水曜日

市原市五井中央東2丁目8番地5（運営：株式会社GOLD土地建物）

<https://chiba-realestate.com/>

お気軽に
お問い合わせください

☎ 0436-37-4864

千葉県知事(2)第17362号

公式ホームページ
売却査定はこちらから!!



広告掲載に関するお問合せ ☎03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

自然が見守る緑豊かな

三舟霊園

宗教自由

大切な人との思い出に浸るひとときを。

芝墓地



一般墓地



新型プレート葬 ひだまり



●永代使用料

永代使用料(1.5㎡)	区画面積	永代使用料	年間管理費
19.5万円～	1.5㎡	195,000円	3,000円
	2.0㎡	260,000円	4,000円
芝 墓 地	1.5㎡	195,000円	5,000円

- ・ご遺骨が無くても購入ができます。
- ・建墓ローンも取り扱っております。
- ・大きい区画もご相談下さい。

- ・継承者がいない方もお求めできます。
- ・合祀がなく永代に亘りお護りします。
- ・蓋に氏名を彫刻いたします。

お一人様

40万円～

永代管理料 5万円
永代使用料 5万円
(各一括前納)

2名の場合	3名の場合
50万円	60万円
4名の場合	5名の場合
70万円	80万円

新型プレート葬 ひだまりや芝墓地、一般墓地とご家族に合ったお墓が選べます。

三舟霊園 管理事務所／富津市前久保314 受付時間／9:00～17:00

霊園概要 ●許可番号:第H30-1号 ●許可年月日:平成30年11月14日 ●経営主体(宗)成田山木更津教会

☎0439-88-2000

- 会社名:木更津石材株式会社
- 所在地:千葉県木更津市矢那4385-1
- TEL:0438-52-3131

<http://www.kisarazu.co.jp>

広告掲載に関するお問合せ ☎03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

創業江戸天保年間 お客様からの信頼には理由があります

ご葬儀の事なら
お任せください

その言葉が
私達の
励みです。

「鹿島商店にして

よかったね」



確かな
提案力



美味しい
料理で
おもてなし



お花への
こだわり



安心のトータル
サポート

地域で暮らす人々の最後を「優しく」「温かく」心をこめて…

老舗ならではの経験豊かなスタッフが様々なご要望にお応えいたします。

会館見学・事前相談無料!! 随時対応

葬儀の手配 ご相談は 年中無休24時間対応

かじましょうてん フリーダイヤル
真心葬儀 鹿島商店

鹿島会館・芙蓉会館

〒292-0801 千葉県木更津市請西1-11-12
TEL:0438-36-3759 FAX:0438-37-3511
<https://www.kajimasyouten.co.jp/>

0120-36-3759

HP



Facebook



X (旧 Twitter)



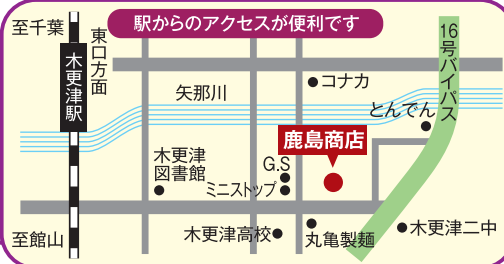
鹿島
会館

家族葬ホール



芙蓉
会館

一般葬ホール



※家族葬であっても駐車場が必要です。駐車場完備の当社にお任せください。

広告掲載に関するお問合せ ☎03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

遺品整理は「えんど」におまかせください。

心を込めて誠実な遺品整理をお約束します。

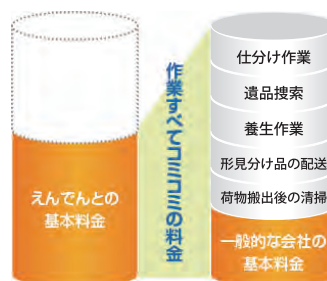
1K30,000円からの 安心価格でご対応！

対応エリア 千葉・東京・埼玉・神奈川・茨城



コミコミの料金体系

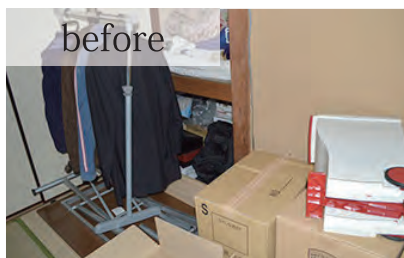
遺品整理に必要な作業が全て含まれております。
「わかりやすい料金体系」と「明朗会計」を心がけています。
価格一覧にある基本料金は概算の相場としてご参考いただき、
詳細の金額についてはお問合せください。



基本料金	
間取り	基本料金(税込み) / 作業時間
1K	30000円～ 2時間～
1DK	49000円～ 2.5時間～
1LDK	68000円～ 3時間～
2DK	93000円～ 3.5時間～
2LDK	118000円～ 4時間～
3DK	143000円～ 5時間～
3LDK	168000円～ 5時間～
4DK	193000円～ 5時間～
4LDK	218000円～ 5時間～

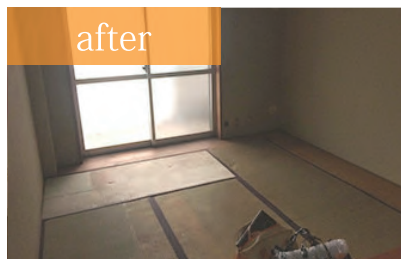
1DK作業実績例

作業時間2.5時間
費用67,000円



2LDK作業実績例

作業時間4時間
費用180,000円



遺品整理

えんど

<http://endento.co.jp/>

本社 千葉縣市川市新井1-12-27
TEL:047-396-7778 FAX:047-396-7771
千葉北営業所 千葉県四街道市鹿放ヶ丘212-9
東京営業所 東京都中央区日本橋 2-2-3 リッシュビルUCF 4階

営業時間
8:00～19:00
(年中無休)



0800-111-7775

LINEで簡単に
問い合わせ



ID @endento

産業廃棄物収集運搬許可証 第01200198060(千葉県) 第13-00-198060(東京都)

古物商許可証 第441430000572(千葉公安委員会)

広告掲載に関するお問合せ ☎03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

仏壇の**松本**

ご供養のことならご相談ください。

明治38年創業以来百余年
宗教用具専門店としてご供養のお手伝いをしております。



駐車場あります
(店頭、契約パーキング)

エレベーターで2階まで
らくらく移動できます

各宗派に対応できる
専門店の品揃え

カタログの金額より
仏壇仏具割引中

日本製鉄君津労働組合指定店会



お気軽にご相談ください
ご自宅にもお伺いできます

◎ご供養のお手伝い

◎位牌・
ステンレスプレート
(市営霊園対応)

◎新盆のレンタル

割引券

本誌ご持参で
店頭価格より

10%割引

※他割引との併用不可
※除外品あり

地元で愛されて百余年
仏壇・仏具・神棚の専門店

仏壇の**松本**

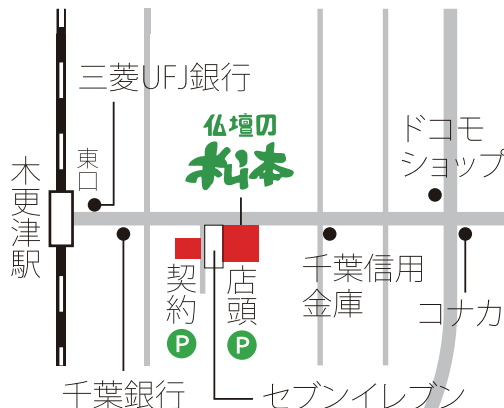
TEL0438-23-2676

木更津市大和2丁目2-2



仏壇公正取引協議会会員

ホームページ



相続・不動産のこと、ご相談ください

相続は「財産」と「家族の将来」を考えること。
 房総の不動産を見つめて半世紀。
 お客様の暮らしと資産の価値を守るため、
 住まいや不動産に係るあらゆるニーズにお応えいたします。



私たち新昭和リビングズは、お一人おひとりに合わせ、さまざまな
 お手続きをワンストップでサポートいたします。

房総エリアでの 確かな実績	新昭和グループの幅広いネットワークと 半世紀にわたる豊富な取引実績
新昭和リビングズの 感動査定	相談が早期解決の近道です。 無料査定・安心査定・スピード査定・訪問査定・ネット査定
法律に係る 専門的サポート	協力業者最首総合事務所グループによるサポート 司法書士・行政書士・土地家屋調査士・弁護士・税理士

査定申込・売却相談などホームページからのお問い合わせも可能です。
 QRコードを読み取り、ホームページ内「不動産活用」のページをご覧ください。



不動産事業部 本店

0438-53-7858

お客様の暮らしと資産の価値を守る



新昭和リビングズ

株式会社 新昭和リビングズ 本社/千葉県木更津市東太田3-9-23

建設業許可 千葉県知事許可(般-3)第51490号/宅地建物取引業者免許 千葉県知事(4)第14500号/マンション管理業者登録番号
 国土交通大臣(4)第032584号/一般建築士事務所 千葉県知事登録第1-2008-8654号/賃貸住宅管理業者登録番号 国土交通大臣
 (01)第0000840号/(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

広告掲載に関するお問合せ ☎03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

人の墓石

お墓について気になる点がございましたら、
JA木更津市特販係
 にご相談ください。

ご建墓
リフォーム

お墓参り代行
お掃除

墓じまい
ご改葬

ご法要

ご納骨

年間
依頼件数
119件

●墓石の補修・改修 ●墓所の工事 ●外柵の補修・改修 ●戒名追加彫り 他

改葬・墓じまい



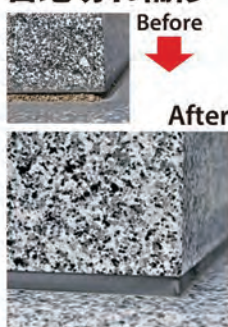
草止め工事



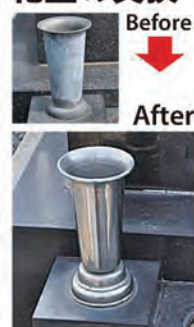
ペイント入れ直し



目地切れ補修



花立の交換



お墓の相談窓口

その他にも、お墓の見回り、お墓参り代行、
装飾等、承っております。

木更津市 **特販係** 〒292-0054 木更津市長須賀382番地
 ☎0438-25-8727 (直通)

広告掲載に関するお問合せ ☎03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

私たちにお任せください

木更津市での

相続税申告

相続手続き

遺言・贈与



当センターが選ばれる理由

①

相談経験豊富な専門家が
初回相談を無料に対応！

②

税理士、行政書士が所属。
相続手続一括対応可能

③

明確な料金体系！
安心の事前見積もり

木更津相続サポートセンター

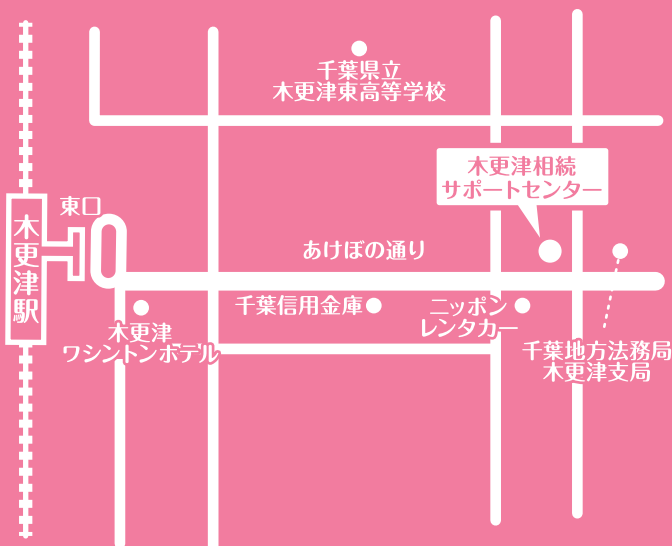
運営 行政書士法人木更津相続サポートセンター
税理士法人吉田会計

住所 〒292-0057 千葉県木更津市東中央 2-4-14
木更津東中央ビル 2 階

フリーダイヤル 0120-44-2767

相続相談ご予約・受付時間 9:00 ~ 17:45 (平日)

木更津駅より徒歩約 **10分**



0120-44-2767

受付時間：平日 9：00-17：45

広告掲載に関するお問合せ ☎03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

発 行 木更津市役所
編 集 / 制 作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2024年3月作成

本冊子は株式会社鎌倉新書との官民協働事業として、広告収入をもとに制作しました。